

1. 寺子屋の聾者たち

言語として位置づけられた「手話」と聾教育との関わりは見逃すことができない。今回は、明治11年(1878)に創設された「京都盲啞院」の創設に至る当時の背景を見ることにしたい。

『日本庶民教育史』(乙武岩造、臨川書店、1970年)によると、庶民の教育機関であった寺子屋(または筆学所)は幕末期には関東1,240、近畿3,000、九州1,794、奥羽1,616、中国3,574、北海道48、中部3,643、四国645カ所、合計15,560カ所の寺子屋が存在したと記録されている。このうち、関東にあった寺子屋の43、近畿57、九州19、奥羽・北海道46、中部60、四国24カ所に盲・聾者が通っていたと記されている。寺子屋では、読み書きそろばんを習う以外に地理、人名、書簡の書き方などさまざまな科目も教えていた。その寺子屋に聾者が通っていたのである。寺子屋での教育法は、聾者の前に指を出して数字を教え、鉄瓶・茶碗・箸など日常生活用品を見せてその名前を文字で書いて言葉を教えていた。こうした指導方法は、蘭書の『読話、発語、書字教育に用いる聾児用教科書』(1858年)などを参考にしていたようである(伊東祐祐『ろう教育』部活問題研究所、1967年)。寺子屋に通う多くの聾者の存在は特殊なことではなく、人々の生活に溶け込んだ当たり前の光景、事実であったと思われる。

2. 聾教育の黎明

1853年(嘉永6)にペリーが浦賀に黒船で来航して以降、新たな日本へと脱皮する時代背景のなかで、わが国の聾教育は黎明期を迎えようとしていた。

こうしたなか、1861年(文久元)12月に「文久遣欧使節団」の一員としてイギリスを訪れた福沢諭吉は、現地の聾学校での様子を「西航記」(『福沢諭吉選集』、岩波書店、1980年)のなかで次のように記している。

其法、初て院に入る者は指を以てアベセの記号をなすを教ゆ。次で唇舌齒喉の運動を見、或は之を触れ、其運動の機に倣い、音声を発する事を学ばしむ。己に音声を発することを学べば、他人の言を耳に聞く能はずと雖共、唇舌齒喉の動機を見て其語を解し、共に談話するを得、一女子あり。余之に問日 how do you do 声に応じて答て very well thank you 又問日 how long have you been in this school 答日 two years 其敏此の如し

福沢諭吉は聾者との対面ではじめてアルファベットの指文字と発語、



遣欧使節団(左から2人目が福沢諭吉、フリー百科事典『Wikipedia』より)

発話を目の当たりにし、聾者が発声、読話が可能であることを知る。また手話による教育の術を知り、聾教育の効果に驚愕している様子が窺える。

また、1866年(慶応2)に薩摩藩の英仏留学生として派遣された森有礼は「航魯紀行」(『森有礼全集』、宣文堂書店、1972年)のなかで、次のように語っている。

朝飯後聾啞院を見る。師匠分之一人ドマスという人迎に出て、院中の事、聾啞人教育の仕方を初め、諸部屋、諸部屋までも残りなく見聞ニ備ヘシ。一体此聾啞人教育の方といふものハ、実ニ丁寧なるものなり。皆手術也。たとへハ、エの字は大指を定め、ピの字は指を以てピの形をつくり、如期して式拾六文字を手指を以てつくり定めて、万事万物通せずという事無し。奇哉奇哉奇哉。此院生男女当時八拾人位と聞けり。初めわれ此等の件を日本ニおひて聞しかと、嘗て信せさりき。今現然之を觀て感驚殆と記シ難し。

森有礼はロンドンにある聾啞院を訪れ、聾者への教育方法について見聞している。手術(手話)と26文字のアルファベットの指文字ですべて会話している様子を筆舌に尽くしがたいほどの驚きを著している。多くの高名な政治的指導者たちは幕末期における西欧の聾教育事情を目の当たりにしたことが、その後のわが国に大きく影響を与えていたと思われる。

いっぽう、当時の社会における聾教育について、1867年(慶応4年)4月20日の『中外新聞』(第26号)の「富国強兵論」のなかで、次のように記述されている。

凡国富まざれば万民離散国力疲弊し、兵強からざれば賊徒蜂起敵国すきまを窺うの患あるべし。先ず富国強兵を欲せば農には賦を薄くし武役を除き……盲目の者は西洋の如く傍人をして読書講釈を聞かしめ字石を木に凸刻し指頭にて摩擦して知らしむべし。聾者指頭を以て眼に更ふ可く、聾者口眼を以て事を脩む可く、聾者耳目を以て業を営む可、而して後工夫を凝らし多く便利なる新器械を造りだすべし。……兵卒は山伏、僧侶、博徒に軍学調煉を教へたらば討伐の助ともなるべし。新聞紙は諸州に其局を建てて、何に寄らず忌諱無く広く世に行はれん事を欲す。如何となれば四民共に万国の事勢を亮察し上下の情うい通ずる是より善きは無し。是れ富国強兵要務の大略なり。

この記事を書いた平井元次郎は「明治初年における盲・聾教育の提案」として、富国強兵論のもとになすべきことは「農工商の保護」、「議会制度の創設・兵制の改革」、そして「盲・聾教育の必要性」だと説いている。そのためには、盲人、聾者には西洋で行われているような手法で教育を施し、職業に就かすべきであると力説している。要するにそのことが国家の富国強兵になるというのである。

文明開化の潮流が人々のこころを呼び覚まし、わが国の富国強兵策という国家政策が特殊教育の誕生の一つの契機となっている。また、近代国家としての歩みを進めるなか、明治5年(1872)に発布された「学制」によって、聾者たちが公教育の対象とされ、後の「京都盲啞院」の創設に繋がっていくのである。